

セント・口ウ株式会社 ヨガ受講者 利用規約

第1条（目的）

セント・口ウ株式会社及び Okido-Gift-Yoga（以下「当社」）は、受講者（本規約第4条所定の手続を経て当社と契約を締結された方）が当社の提供するサービスを利用し、健康の維持促進、心身の改善および受講者のクオリティライフ向上を図ることを目的とします。

第2条（運営会社）

本施設の運営管理は、セント・口ウ株式会社及び Okido-Gift-Yoga（以下「当社」）が行います。

第3条（受講者）

当社の指定した受講の手続が完了した方を受講者といいます。

第4条（受講資格）

本施設の受講者は、次の各号に適合する方に限ります。

- (1) 本施設の趣旨に賛同し施設利用規約、その他の規則を守れる方
- (2) 健康状態に異常がなく、医師から運動を禁止されていない方
- (3) 心臓病、高血圧症、皮膚病、伝染病、精神病及びこれに類する重篤疾患のない方
- (4) 過度な刺青をされていない方(ファッショントゥー等はこの限りではない)
- (5) 暴力団関係者でない方

第5条（利用資格）

次の各号に該当する方は本施設をご利用できません。

- (1) 妊娠している方
- (2) 酒気を帯びている方

第6条（施設の利用制限・禁止、契約解約）

当社は、受講者が次の各号のいずれかに該当する場合、その受講者に対して当社施設の利用を制限または禁止し、あるいは直ちに契約を解約することができます。

- (1) 第4条に定める受講資格を充足しないことが判明したとき。
- (2) 本規約その他当社の定める諸規則に違反したとき。
- (3) 筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。
- (4) 集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき。
- (5) 医師から運動を禁じられていることが判明したとき。
- (6) 妊娠していることが判明したとき。
- (7) 法令に違反したとき。
- (8) その他、当社が受講者としてふさわしくないと認めたとき。

前項に基づき当社が本会則に基づく契約を解約したことによって会員に損害が生じた場合であっても、当社はその損害を賠償する責めを負わないものとします。

第7条（禁止行為）

受講者は、次の行為をしてはいけません。

- (1) 許可なく撮影、または録音、録画、SNSなどに写真等を投稿する行為
- (2) 当社及び講師の業務を妨げる行為

第8条（当社及び講師の損害賠償責任の免責）

受講者は本施設内において、自己の身体及び所有物における損害を受けた場合、当社及び講師に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。

第9条（受講者の責任）

受講者は本施設の利用に関して、当社及び講師に損害を与えたときはその賠償をしていただきます。

第10条（諸料金の変更）

当社及び講師は、受講料金・利用料等を、社会や経済情勢の変化を勘案し改定することができます。

第11条（本施設の閉鎖又は利用制限）

当社は次の各号により本施設の営業が不可能又は困難な場合、本施設の全部又は一部を閉鎖し又は施設の利用を制限することができます。この場合、損害賠償責任などの異議申し立てをすることができません。

- (1) 法令の制定・改廃されたとき、又は行政指導を受けたとき
- (2) 法令に基づく点検、改善及び必要な施設改修などがあるとき
- (3) 著しい社会・経済情勢の変化があるとき
- (4) 天災・地変その他不可抗力の事態が発生したとき
- (5) その他、当社が営業することが困難な事情が生じたとき。

第12条（規約の改正）

当社は必要に応じて本規約及び細則等を改正することができます。

第13条（細則等）

本規約に定めない事項ならびに運営上必要な事項については別途細則その他の規則に定めます。

制定／令和2年11月30日 改定／令和3年2月5日

セント・ロウ株式会社 代表取締役 松田 聖子